

別表（第7条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額等
空き店舗出店支援事業	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	<p>店舗改装費</p> <p>ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。（建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）</p> <p>イ 設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。</p> <p>ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。</p>	補助対象経費の4分の1以内	<p>上限額 50 万円</p> <p>下限額 5 万円</p>
商店街等店舗兼住宅活用推進事業	空き店舗兼住宅の所有者（第6条第2号の要件を満たすもの）	<p>店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費</p> <p>既存設置物の処分費</p> <p>内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備</p> <p>電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）</p> <p>※内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。</p>	補助対象経費の3分の2以内	<p>上限額 200 万円</p> <p>下限額 20 万円</p> <p>（空き店舗兼住宅1件当たり）</p>

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税は、補助対象外とする。